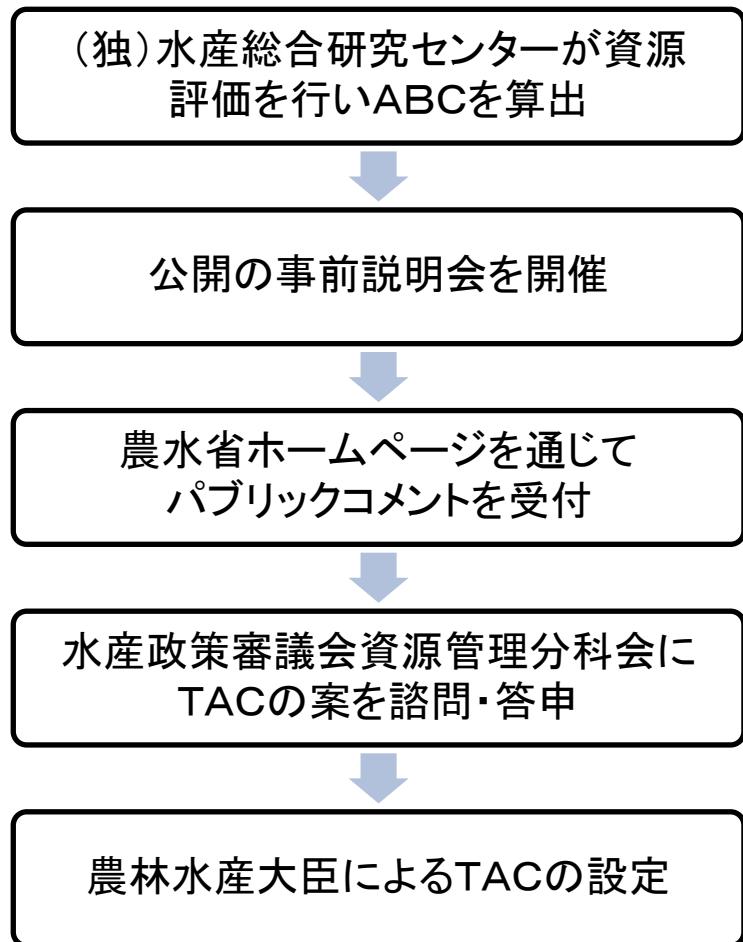


### (3) TAC制度、IQ・ITQ方式について

# TAC決定プロセスの透明性向上

OTACの設定にあたっては、漁業者・加工流通業者等を交えた公開の事前説明会を開催し、パブリックコメントを行った上で水産政策審議会に諮っている。

## TAC設定の基本フロー



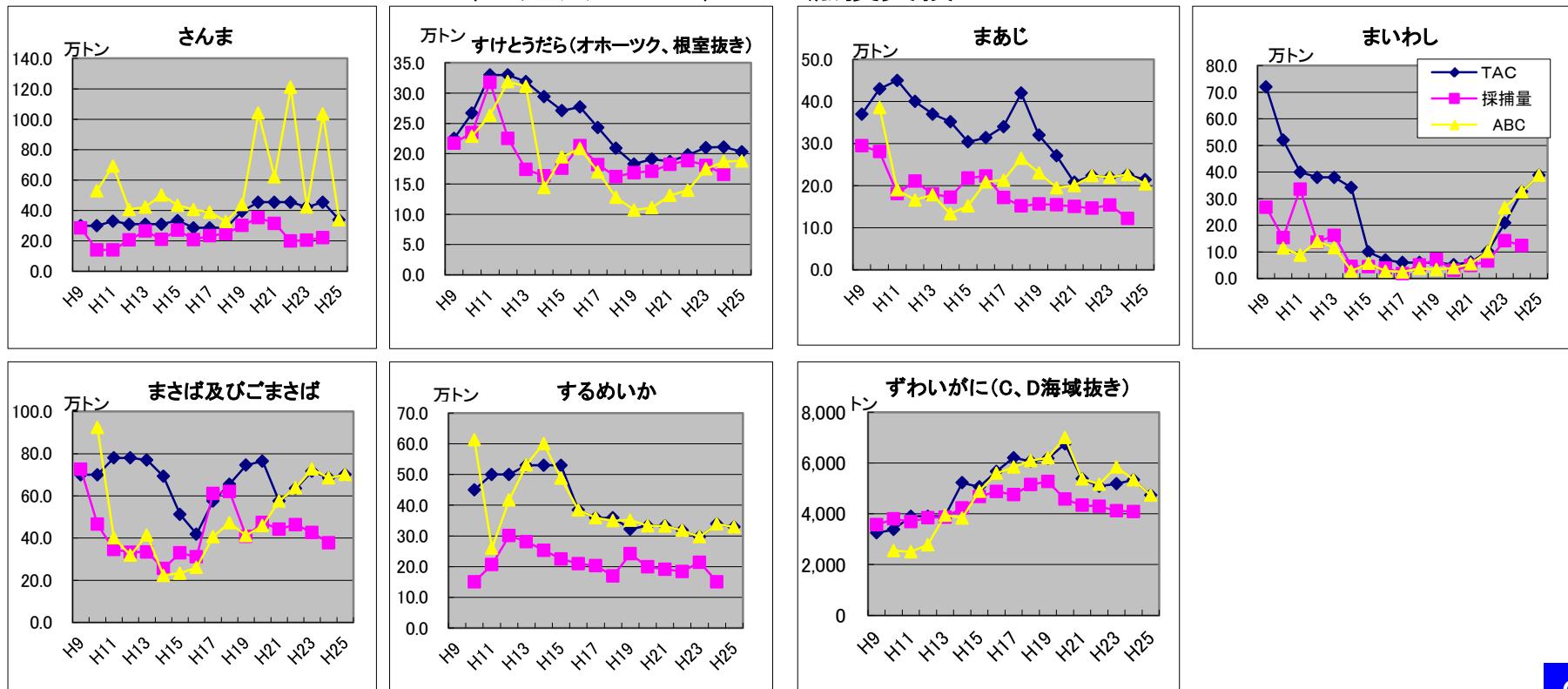
## TACの設定状況(平成25年漁期)

対象魚種 (管理期間)	TAC (千㌧)	大臣管理漁業分 (千㌧)	知事管理漁業分 (千㌧)
さんま (7~6月)	338	北太平洋さんま漁業 (235)	10t未満のさんま棒受網、刺網など 北海道(32)、岩手県(5)、三重県(3) その他6県が「若干」
すけとうだら (4~3月)	275	沖合底びき網漁業 (164.6)	延繩、刺網など 北海道(107.9) その他6県が「若干」
まあじ (1~12月)	204	大中型まき網漁業(78)	中小型まき網など 島根県(34)、長崎県(24)、その他4 県が数量配分 その他28道府県が「若干」
まいわし (1~12月)	388	大中型まき網漁業(203)	中小型まき網など 三重県(28)、島根県(31)、神奈川県 (21)、その他4県が数量配分 その他17道府県が「若干」
まさば及び ごまさば (7~6月)	701	大中型まき網漁業(401)	中小型まき網など 三重県(43)、長崎県(25)、その他7都 県が数量配分 その他20道府県が「若干」
するめいか (1~12月)	329	沖合底びき網漁業 (51.9) 大中型まき網漁業 (16.0) いか釣り漁業(66.5) 小型するめいか釣り漁業 (91.6)	5t未満イカ釣りなど 20道県が「若干」
ずわいがに (7~6月)	5,273㌧	沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業(3,806 ㌧)	小型底びき網など 石川県(410㌧)、新潟県(337㌧)、そ の他6道府県が数量配分 その他2県が「若干」

# ABCとTACとの関係について①

- 平成9年のTAC設定初年度以降、円滑なTAC導入を行うため、漁業経営への影響を考慮してABCを超えて漁獲実績に見合ったTACを設定した経緯。(平成19年 4魚種9系群でABCを超えたTACを設定)
- 平成20年の有識者懇談会での議論を踏まえ、以降はABCとTACを合わせるよう努力。
- 平成25年におけるABCを超えるTAC設定は、スケトウダラ(太平洋系群(資源水準:中位)、日本海北部系群(資源水準:低位))とズワイガニ(日本海西部(資源水準:中位))のみ。  
(関係漁業者が小型魚の保護、産卵親魚等の保護のための漁期短縮、休漁など積極的に資源管理に取り組むことを含めて水産政策審議会で説明し、TACを設定)

## ◇ 過去のABC、TACと漁獲実績



## ABCとTACとの関係について②

	25年漁期			自主的資源管理措置
	当初ABC (再評価結果)	当初TAC	漁獲量見込み	
すけとう だら太平 洋系群	166千トン (180千トン)	171千トン  大臣: 101千トン 知事: 70千トン	154千トン  大臣: 99千トン 知事: 55千トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月別漁獲量の設定(漁獲量の平準化、漁獲の抑制)</li> <li>・休漁及び刺し網の反数削減(漁獲抑制)</li> <li>・定置網の漁獲量抑制のため目標漁獲量設定</li> </ul>
すけとう だら 日本海北 部系群	7.6千トン (6.5千トン)	13千トン  大臣: 6.6千トン 知事: 5.4千トン	9千トン  大臣: 6千トン 知事: 3千トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操業日数の15%削減(強度資源管理)</li> <li>・操業期間短縮・禁漁区設定(産卵親魚保護)</li> <li>・体長36cm以下が漁獲された場合は漁場移動(小型魚保護)</li> <li>・TAC配分数量の一部留保</li> </ul>
ずわいが に日本海 系群 A海域	3,100トン (3,800トン)	3,800トン  大臣: 2,979トン 知事: 821トン	3,500トン  大臣: 2,700千トン 知事: 800トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メスガニ・ミズガニの漁期短縮</li> <li>・保護区(操業自粛)の拡大</li> <li>・改良漁具導入(稚ガニ保護等)</li> <li>・ミズガニ(10.5cm未満)・カタガニ(9.5cm未満)等の漁獲自粛(公的には9cm)</li> </ul>

# TAC魚種について①

○現在、採捕量が多く国民生活上重要な魚種であって、漁獲可能量を決定するに足るだけの科学的知見の蓄積があるもの7魚種を指定

○7魚種に次いで漁獲量の多いブリ、カタクチイワシ等について、水産政策審議会及び広域漁業調整委員会等の場を通じ、TAC魚種への追加も含めてどのように資源管理に取り組むべきか検討中

## 近年の検討の経緯

平成24年  
11月： 第59回水産政策審議会資源管理分科会において、カタクチイワシ、ブリ、ホッケ、ウルメイワシ、マダラをTAC対象魚種の追加候補とすることについて議論。現時点で追加の必要性は低いが検討とした

平成25年  
2～3月： 各広域漁業調整委員会において、ブリ及びカタクチイワシの資源管理について議論を開始

4月： ホッケについては、道内の関係者が合意の上、漁獲動力量等30%の削減に着手

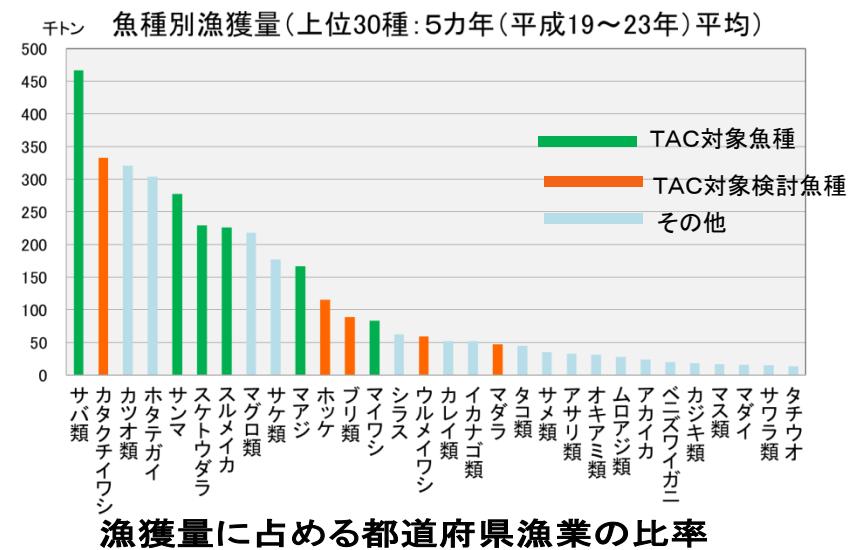
5月： 広調委での検討状況を、資源管理分科会に報告

7～8月： 関係都道府県から資源管理に関する情報及び意見を聴取

11月： 広調委において、継続検討

11月： 広調委での検討状況を、資源管理分科会に報告し、TAC魚種の追加は実施せず、継続検討に合意

平成26年  
3月： 広調委において検討を継続



# TAC魚種について②

## (現状認識)

カタクチイワシ

- ・系群毎に異なる資源状態
- ・資源や漁獲は海洋環境に大きく影響
- ・シラスから成魚まで満遍なく多様な知事管理漁業で漁獲
- ・特定地域では関係者が連携して資源管理を実施



## (資源管理の考え方)

- ① 系群毎・地域毎に取り組む必要
- ② 資源の変動要因や漁業実態を踏まえると数量管理による効果は?
- ③ 漁獲努力による管理が基本



## (取組・課題)

- ① 系群毎・地域毎に資源管理に取り組む体制を構築する必要
- ② 関係者が資源や漁獲の情報を共有し、取り組むべき措置を検討する必要
- ③ 上記状況を広調委に報告

ブリ

- ・資源水準は高位・増加傾向
- ・資源や漁獲は海洋環境に大きく影響
- ・広範な分布回遊範囲はさらに拡大傾向
- ・漁獲の4割は定置網
- ・特定地域では関係者が連携して資源管理を実施



- ① 分布状況から全国一本で資源管理に取り組む必要
- ② 資源状態から早急に漁獲抑制が求められる状況にはない
- ③ 漁獲の5割を占める定置網等沿岸漁業では数量管理を含め漁獲管理に技術的課題が存在



- ① 全国的な取組が求められており広調委で引き続き対応
- ② 関係者が資源や漁獲の情報を共有し、定置網等の漁獲管理措置を検討する必要

ホッケ

- ・資源水準は低位・減少傾向
- ・大臣管理漁業から知事管理漁業まで多様な漁業が利用
- ・漁業者は関係団体、試験研究機関、行政の協力のもと、漁獲努力量の大幅削減に取組中



- ① 関係するすべての漁業者が協力して取り組む措置として漁獲努力量管理が基本
- ② 定置網等沿岸漁業では数量管理を含め漁獲管理に技術的課題が存在



- ① 漁業者が主体となり、関係団体、試験研究機関、行政が協力して、引き続き取組を推進
- ② 上記状況を広調委に報告

ウルメイワシ、マダラ



資源や漁獲の状況、資源管理の現状を取りまとめ、平成26年秋の広調委で資源管理の方向を議論

# TAC期中改訂のルール化・透明性向上について

○期中改訂のルールについては平成21年に策定し公表済み。

## TAC(漁獲可能量)期中改定の基本ルール(平成21年策定)

### 【ケース1】資源再評価結果に基づくTAC改定

- ・新たなデータに基づく資源再評価(ABC再算定)の結果を踏まえたTACの改定
- ・TAC改定案は、ABC再算定値をベースに作成し、当初TAC設定時に採用された漁獲シナリオに基づくABCを用いることを基本とする。

### 【ケース2】漁場形成に応じた配分量の調整にともなうTAC改定

- ・都道府県等への当初配分数量について、実際の漁獲の状況(=魚群の来遊状況)に応じて調整(追加配分)を行うケース。
- ・漁場形成の年変動が大きいまあとじ、まいわし、さば類を対象
- ・漁期末までの合計採捕見込数量が、当初TAC数量を上回らない場合に、当初TAC数量と追加配分必要量を合計したものをTAC改定案とする

### 【ケース3】主たる生息水域が外国水域にある資源等のTAC改定

- ・跨がり資源等について、直近の来遊状況に対応してTACの改定を行うケース。
- ・主たる生息水域が外国水域にある資源(すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群)等を対象
- ・CPUE(単位努力量当たり漁獲量)等により資源状況を定性的に検討しつつ、直近数ヶ月の漁獲量等のデータを参考に漁期末までの漁獲見込み数量を算出。さらに、外国水域における資源の情報等を参考にしつつTAC改定案を作成する。

## ○ 現在IQ方式を実施している漁業における、割当量の移動に関する現行の仕組みについて

- ・現在、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ及びベニズワイガニについて国の管理の下でIQ制度を実施。その際、IQの配分及び移動については、以下の仕組みで実施。

### 【ミナミマグロ及び大西洋クロマグロ】

- － 漁業者は、毎年、漁獲量の限度の割当を申請する。
- － 農林水産省は、①資源の状況や地域漁業管理機関により定められた我が国に対する割当量、②採捕を行う漁業者及び船舶の操業状況(適格性、当該魚種を漁獲する能力等)、を勘案し、船舶別に年間の漁獲量の限度の割当てを行う。
- － 大西洋クロマグロ、ミナミマグロについては、農水大臣は、同一漁業者の複数船舶に割当てられた漁獲量の限度について、漁業者から船舶別の割当量の変更申請があった場合は、変更することができる。  
また、割当を受けた者が採捕しないなどの理由により、割当量に残余が生じる場合は、申請した量に満たない割当量を受けた者に再配分する。

### 【ベニズワイガニ】

- － 資源の状況、漁船の規模委、過去の漁獲実績等を勘案して配分
- － ベニズワイガニについては、現在、同一漁業者の漁船間の割当量の移動や割当量に残余が生じた場合の再配分の仕組みがないが、必要かつ適切な場合には、ミナミマグロ等と同様の方式が導入できないか検討

## ITQについて②

・一部の国で導入されている漁業者間での割当の柔軟な移動を可能とするITQ方式を、我が国で一般的に導入することについては、以下のような観点から検討する必要があるのではないか。

- ① 限られた水産資源を漁獲して国民に水産物を供給するという漁業の果たす公益的な機能を前提として、漁獲量の割当は無償で与えられているところであり、無償で入手した当該割当を当事者間において任意に売買することを認めることは不当利得を容認することとなるのではないか。
- ② 漁獲量の割当を受けた漁業者が割当を使用しない場合には、第三者に売却するのではなく、行政に割当を一旦返還させ、行政が適格性を審査した上で新たな漁業者に対して無償で割当を行うことが最も公益に資するのではないか。
- ③ 水産施策上も漁業への新規参入が要請されるなかで、割当の購入が必要となるのであれば、新規参入者にとっては割当の確保による参入コスト増となるのではないか。
- ④ 割当量の移動という局面においても、割当量の追加配分を受けようとする場合には、当該漁業者の漁獲能力等を含め、あらためて適格性の審査を行うことが適当ではないか。
- ⑤ 割当が利権化することにより、TACやITQの削減が困難となるなど、資源状況の改善には、むしろ好ましくない影響を及ぼすおそれがあるのでないか。
- ⑥ 長年培われてきた操業慣行や操業秩序だけでなく、漁村社会に重大な影響を与えるおそれがあるのでないか。